



災害時用備蓄食料をフードバンク活動団体等に提供しま す～農林水産本省での初めての取組～

農林水産省は、備蓄の役割を終えた災害時用備蓄食料をフードバンク活動団体等に提供しま
す。
備蓄の役割を終えたものの、賞味期限にまだ余裕のある食品について、有効活用を図り、食品
ロスを削減する、農林水産本省での初めての取組です。

1. 概要

農林水産省では、災害時に非常時優先業務が実施できるように、食料の備蓄を行っています。
これまで、これらの災害時用備蓄食料を更新する際には、その役割を終えたものとして、廃棄し
ていました。

今年10月の食品ロス削減推進法の施行など、食品ロス削減に向けた機運が高まっている中、備蓄
の役割を終えた食品のうち、賞味期限にまだ余裕のある食品について、フードバンク活動団体等
に提供します。

2. 提供内容・提供先

提供内容及び提供先は以下のとおりです。

提供品目	賞味期限	個数	提供先（4団体に提供）
やわらかご飯 （内容量280g）	2020年1月	12,000食	NPO法人FUKUSHIMAいのちの水 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 フードバンク桐生 NPO法人日本もったいない食品センター

本年11月末に、フードバンク活動団体等に対して活用要望調査を行い、提供先を決定しました。

3. 取材について

12月26日（木曜日）14時に、農林水産本省駐車場において、フードバンク活動団体への食品のお
渡しを予定しています。

取材を希望される方は、事前に場所等を御連絡しますので、12月25日（水曜日）15時までに、以
下の申込先に、以下の内容を記載の上で電子メールにてお申し込みください。

< 申込先 >

食料産業局バイオマス循環資源課食品リサイクル班

電子メール loss-non@maff.go.jp

< 申込内容 > (ア)氏名、(イ)所属、(ウ)連絡先（電話、メールアドレス）、(エ)カメラの有無

なお、当日は、記者証を持参の上、腕章を着用し、担当者の指示に従ってください。

また、都合により、予定が変更されることがありますので、あらかじめ御了承願います。

【お問合せ先】

・災害時用備蓄食料について

大臣官房予算課

担当者：仁科、金親

代表：03-3502-8111（内線3311）

ダイヤルイン：03-6744-2474

FAX：03-3502-4177

・食品ロス削減について

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業
環境対策室

担当者：三浦、佐藤、河原崎

代表：03-3502-8111（内線4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

FAX番号：03-6738-6552

令和元年 12 月 23 日
農 林 水 産 省

「賞味期限の意味、ご存知ですか？」の実施について

食品ロスの削減に向けて、「賞味期限」（おいしく食べることができる期限）の意味を一般消費者に再確認していただくため、下記の実施を実施しますので、お知らせします。

記

日 時：令和元年 12 月 23 日（月）～25 日（水）12 時 00 分～12 時 45 分

場 所：農林水産省北別館 1 階玄関スペース（消費者の部屋の横）

内 容：賞味期限（おいしく食べることができる期限）の意味を一般消費者に再確認していただくため、賞味期限が本年 10 月末のクラッカー缶を一般消費者に配布します（詳細は別紙を御確認ください）。

※配布するクラッカー缶は、農林水産省の災害時用備蓄食品でしたが、この 12 月の備蓄食品の更新に当たり、その役割が終了したものです。賞味期限が切れてもすぐに食べられなくなるわけではないことを一般消費者に再確認していただく目的で、これを有効活用し、本取組を実施します。

その他：本取組は公開です。カメラ撮影は可能です。

取材に当たっては現場担当者の指示に従ってください。

お問合せ先

食料産業局バイオマス循環資源課

食品産業環境対策室

担当者：三浦、佐藤

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

「賞味期限」の意味、ご存知ですか？



・賞味期限が切れた食品・・・そのままゴミ箱にポイしていませんか？

賞味期限が切れたって、すぐに食べられなくなるわけではありません。

・みなさんに、「賞味期限」の持つ意味を再確認してほしいので・・・

賞味期限が10月末の食品を御希望の方にお配りします(※)。

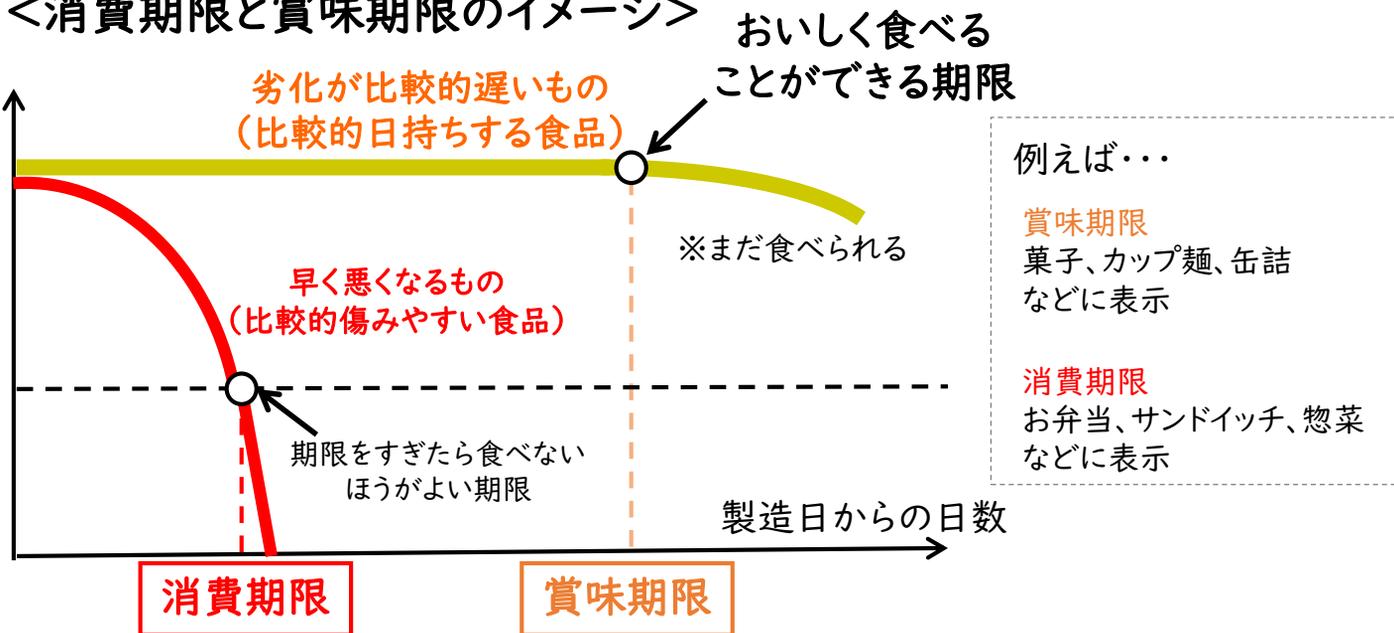
【日時】令和元年12月23日(月)～25日(水)の12時～12時45分

【場所】農林水産省北別館1階玄関スペース(消費者の部屋の横)

【お配りするもの】本年10月末に賞味期限を迎えたクラッカー缶(132g/缶)
各日限定100個(合計300個。各日なくなり次第終了します)

(※)お配りしている食品は、農林水産省の災害時用備蓄食品でしたが、この12月の備蓄食品の更新にあたり、その役割が終了したものです。なお、賞味期限まで少し余裕のある食品は、フードバンク活動団体等に提供し、賞味期限が切れた食品の一部を皆様に食品ロス削減を呼びかけるために利用しています。

<消費期限と賞味期限のイメージ>



食品ロス削減国民運動ロゴマーク
「ろすのん」

「賞味期限」を過ぎても、すぐに捨てないで、見た目や臭い等で、
個別に食べられるかどうかを判断してほしいのん



NO-FOODLOSS PROJECT



←「ろすのん」や食品ロスに関する情報はこちら。

【担当】農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 三浦・佐藤(03-6744-2066)

賞味期限について もう少し詳しくご紹介するのん!

Q 「賞味期限」と「消費期限」は何が違うの？

「**賞味期限**」は、定められた方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。ただし、この期限を超えても、これらの品質が保持されていることがあるので、賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

「**消費期限**」は、定められた方法により保存した場合に、腐敗、変敗など品質の劣化に伴い安全性を欠くおそれがないと認められる期限です。開封前の状態で定められた方法により保存すれば食品衛生上の問題が生じないと認められるものですので、消費期限を過ぎた食品は食べないようにしてください。

Q 「賞味期限」は誰が設定しているの？

賞味期限は、製造業者、加工業者、販売業者、輸入業者が設定しています。

Q 「賞味期限」はどうやって設定しているの？

製造業者等において、客観的な期限の設定のために、さまざまな試験を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定しています。

具体的には、国の定めたガイドライン(※)に従って、

- ①微生物試験(一般生菌数、大腸菌群数、大腸菌数など)、
- ②理化学試験(粘度、酸度、栄養成分など)、
- ③官能検査(人間の視覚・味覚・嗅覚などの感覚を通じた評価など)

等の客観的な項目(指標)に基づき得られた期限に対して、

一定の安全をみて、食品の特性に応じ、1未満の係数(安全係数)をかけて期間を設定することが基本です。

なお、安全係数は、個々の商品の品質のばらつきや商品の付帯環境などを勘案して設定されますが、これらの変動が少ないと考えられるものについては、0.8以上を目安に設定することが望ましいと考えます。また、食品ロスを削減する観点からも、過度に低い安全係数を設定することは望ましくないものと考えます。

(※) 食品期限表示の設定のためのガイドライン→



(平成17年2月25日付食安基発第0225001号基準審査課長通知、16消安第8982号表示・規格課長通知)





ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスの募集等について

農林水産省は、ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスを、民間企業等から広く募集し、農林水産省ホームページ等で紹介します。
また、御応募いただいたビジネスについて、応募者が食品関連事業者と直接対話できる交流会を開催する予定（令和2年2月頃）です。

1. 概要

我が国の食品ロスは年間643万トン（平成28年度）発生しており、その削減が大きな課題となっています。

このため、今年、2000年度比で2030年度までに食品産業から発生する食品ロスを半減する目標を設定するとともに、新たに施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、基本方針の策定を進めています。

しかし、食品産業の個々の努力だけで事業系食品ロスを半減することは容易なことではありません。

このような中で、近年、ICTやAI等の新技術を活用した高度な需要予測や未利用食品の販売など、食品ロスの発生防止につながる新たな民間ビジネスが開始されており、今後の食品ロスの削減に向けた取組として期待されています。

そこで、ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスを、民間企業等から広く募集し、農林水産省ホームページ等で紹介します。

また、これらの応募者が食品関連事業者と直接対話できる交流会を開催し、その取組を促していきます。

2. 募集するビジネス

ICTやAI等の新技術を活用した、食品産業（食品製造業・卸売業・小売業・外食産業）の食品ロス削減に効果的なビジネス（現在、既に食品関連事業者が利用可能なもの。有償・無償を問いません。）

例えば、

- ・需要を予測し、適時適量を製造・発注・仕込みすることができるもの
- ・季節外れや消費期限・賞味期限が迫った食品を売り切ることができるもの
- ・仕込みすぎてしまった料理を売り切ることができるもの

3. 活用方法

応募いただいたビジネスは、内容を確認（ ）の上、食品産業での活用が図られるよう、農林水産省のホームページにて紹介するほか、パンフレットや事例集等として利用させていただきます。

また、特にニーズが高いと考えられるビジネスについては、応募者が食品関連事業者と直接対話できる交流会（令和2年2月頃予定）で御紹介いただく機会を設ける予定です（交流会の詳細は決定次第お知らせします）。

なお、これにより、ビジネスの優劣等を評価するものではありません。また、交流会での紹介機

会の設定に係る選考の経過等に関するお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

応募いただいたビジネスについては、
(1)食品ロス削減の効果にかかる情報が整理されていること
(2)虚偽又は不適切な内容が記載されていないこと
等を確認します。

4. 募集対象者

民間企業等

5. 応募方法

別紙の様式（別紙1及び別紙2）に御記入いただき、以下のメールアドレスまで提出してください。

< 提出先 >

loss-non@maff.go.jp

6. 募集期間

令和元年12月23日（月曜日）～令和2年1月16日（木曜日）17時00分

< 添付資料 >

別紙1 ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネス応募様式

別紙2 ビジネスの概要

【お問合せ先】

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業
環境対策室

担当者：三浦、佐藤、河原崎

代表：03-3502-8111（内線4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

FAX：03-6738-6552

ICT や AI 等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネス 応募様式

令和 年 月 日

※ホームページ上に掲載されることを前提に記載してください。

団体名または企業名	
代表者 役職・氏名	
担当者名 役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

ビジネス名	
ビジネス概要	※概ね 200~300 文字程度でお願いします。 ビジネスの概要や特徴について端的に記載してください。
対象業種	※食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業・その他から該当するものを選択して記載してください(複数選択可)。 「その他」を選択した場合には、具体的に対象業種を記載してください。 なお、「その他」のみを選択することはできません。
対象地域	※ビジネスの対象地域が限定されている場合は、対象地域がわかるように都道府県名等を記載してください。限定されない場合は、「全国」と記載してください。
食品ロス削減の効果	※ビジネスを活用することで食品ロスの削減にどのような効果があるのかを、数値も交えてわかりやすく書いてください。

※以下について、公表を希望されない場合は公表不同意欄にチェックをお願いします。

公表不同意	<input type="checkbox"/> ※チェックがない場合は公表に御同意いただいたものといたします。
ビジネス開始時期	
料金目安	※ビジネスの利用にあたって、利用者(食品関連事業者側、消費者側等)が支払う料金について、記載してください。
提供実績	(○年○月~○年○月)

ビジネス名:○○○

会社名 ○○ 担当部署 ○○
連絡先 00-0000-0000

対象業種・対象地域

※食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業・その他から該当するものを選択して記載してください(複数選択可)
※対象地域が限定されている場合は、都道府県名等を記載してください。限定されない場合は、「全国」と記載してください。

概要

※活用する場面や活用をおすすめする食品関連事業者のイメージ、活用例等について具体的に記載してください。

効果

※食品ロスの削減について、どのような効果があるかを可能な限り数値も交えて具体的に記載してください。

写真、図表等

※効果の根拠となるデータ、導入実績、イメージ図・写真等について、具体的に記載してください。